

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○長崎県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

所管課（室）名

畜 産 課

規 則

長崎県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第48号

長崎県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

長崎県養蜂振興法施行細則（昭和31年長崎県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（書類の経由） 第7条 法及び省令又はこの規則により知事に提出する書類は、飼育を行おうとする市町の長及び振興局長を経由しなければならない。 <u>ただし、本県に住所地を有し、本県以外の区域を飼育の場所とするものは、住所地を管轄する振興局長を経由することとする。</u>	（書類の経由） 第7条 法及び省令又はこの規則により知事に提出する書類は、飼育を行おうとする市町の長及び振興局長を経由しなければならない。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

オンライン納付
の 整 理 番 号

年 月 日

長崎県知事 様

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

	転飼申請 直前の 飼育場所	転飼しようとする場所 (字、番地まで記入)	左の土地 所有者住所 氏名	最大計画 蜂群数	主 な 蜜 源	転飼期間	飼養管理者 住所氏名
1				合計 群 (うち日本蜜蜂 群)		月 日から 月 日まで	
2				合計 群 (うち日本蜜蜂 群)		月 日から 月 日まで	
3				合計 群 (うち日本蜜蜂 群)		月 日から 月 日まで	
4				合計 群 (うち日本蜜蜂 群)		月 日から 月 日まで	

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考(1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

- (2) 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- (3) この申請書の様式は、九州各県の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の申請様式として利用できます。

添付書類 土地使用承諾書及び附近見取図

（附近見取図は、目標となる建物施設名、河川名、道路名、停留所名等を記入し、蜂場は赤印で明記してください。）

	土地使用承諾書	附近見取図
1	場所 面積（坪数又は㎡） 期間（自） 月 日 （至） 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名	
	土地使用承諾書	附近見取図

2	場所 面積（坪数又はm ² ） 期間（自） 月 日 （至） 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名	
	土地使用承諾書	附近見取図
3	場所 面積（坪数又はm ² ） 期間（自） 月 日 （至） 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名	
	土地使用承諾書	附近見取図
4	場所 面積（坪数又はm ² ） 期間（自） 月 日 （至） 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名	

備考 添付書類については、昨年と同一の場所に転飼する場合は、提出する必要はない。
 ただし、同一の場所であっても、土地所有者が変更になった場合は提出すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
ミツクプリント